

# 公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性

沼田, 雅之 / NUMATA, Masayuki

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

113

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

47

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

2016-03-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013590>

# 公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性

沼田 雅之

はじめに

自治体による公契約条例の制定が加速している。これらの動きについて、労働組合運動側からの視点でまとめられた論考や、公契約条例を含めた公契約規整の必要性を説く研究の蓄積は、これまで一定程度なされてきた。これらの研究等は、公契約条例や公契約法の制定自体を働きかけるといふ、公契約規整の黎明期には大きな意義を有していたといつてよい。

しかし、この公契約条例制定の動きは、新たな段階にはいったと考えるべきである。なぜなら、①多くの自治体で公契約条例が制定され、自治体における一つの流れを形成するに至っているからである。さらに注目すべきは、国分寺市公共調達条例のように、②公契約条例を通じた「社会的価値」の実現を指向する新たな動きもみられるようになってきていることも指摘しなければならない。公契約規整の議論は、このような現状を考慮した、新たな展望を見据

えるものにならないと考えるものである。

そこで本稿は、これまでの研究等の蓄積によって確認されつつある公契約規整の必要性を前提としつつ、つぎのことを明らかにしようとするものである。まず、既存の各公契約条例の特徴を抽出し、①公契約条例（規整）の到達点を確認することである。それを踏まえて、②中期的展開（公契約規整を通じた「社会的価値」の実現）を考え、さらに③公契約規整の限界（過渡的性格を持った公契約規整）を見据えた長期的な展望（地域社会の豊かさの向上を図るための地域内の労働条件規制、地域内の「社会的価値」の向上のための規整（規制）の可能性を検討するものである。

## 1. 公契約規整とその射程

### （1）公契約法／条例の新たな定義

「公契約法／条例」とは、当事者の少なくとも一方が国や地方自治体などの公の機関である公共工事や業務委託などの契約（公契約）の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める「労働条項」を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする法律や条例とされている。<sup>(1)</sup> この定義は、従来の公契約規整の問題関心にしたがえば、妥当なものである。

しかし、筆者は、これら公契約規整が、「労働条項」だけではなく、国あるいは地域の「社会的価値」の実現にも資する可能性があるものと積極的に評価する立場である。なお、ここで「社会的価値」とは、男女平等参画や障害者

雇用、環境問題への取組みなどを指す。<sup>(2)(3)</sup>これらの「社会的価値」の実現を目的とする条例あるいは法律上の条項を「社会条項<sup>(4)</sup>」と呼ぶなら、公契約規整は次のように定義すべきである。すなわち、「当事者の少なくとも一方が国や地方自治体などの公の機関である公共工事や業務委託などの契約（公契約）の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める『労働条項』や社会的価値の実現に資する『社会条項』を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保し、あるいは国・地域の社会的価値の向上を図ることを目的とする法律や条例」である。

## (2) 新たな定義の必要性

かつて日本でも公契約法の制定の機運が高まった時期があった。ILO第94号条約の採択（一九四九年）がそれに影響を与えている。ところで、ILO第94号条約とは、イギリス、フランスそしてアメリカ合衆国等において確立していた公契約規整を、国際的公正労働基準として定めたものである。<sup>(5)</sup>このILO第94号条約は、もっぱら賃金を中心とした「労働条項」に限定した規整となっている。また、諸外国の公契約規整も、多くは賃金を中心とした「労働条項」に限定されて制定されているようである。<sup>(6)</sup>

しかし、ILO第94号条約や諸外国の立法例は、いずれも古い時代の立法である。現代的課題としての公契約規整を考える場合には、賃金額の維持、向上が、生活水準の向上を図る近道であった時代の既成概念にとらわれる必要はない。賃金下限額の規制を含む最初の公契約条例である野田市公契約条例では、はじめから「公契約の社会的な価値の向上を図」ることが目的とされている（野田市公契約条例・第一条）。「豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件」の確保（野田市公契約条例・前文）を図ることに、公契約条例の意義があるとすれば、その延長線上には当

然に「社会的価値の向上」が視野に入ることになる。

労働条件の維持・向上だけではなく、地域社会あるいは日本全体の「社会的価値の向上」に資する新たな規整手段として、公契約規整の現代的意義を確認しなければならない。

## 2. 自治体による公契約条例の制定

### (1) 公契約条例制定の背景

#### ①行財政改革

日本において、公契約条例制定の動きが加速している理由は、一九九〇年代以降の行財政改革に求められよう。<sup>(1)</sup>たとえば、小渕政権時代の「二一世紀日本の構想」懇談会最終報告書「日本のフロンティアは日本の中にある―自立と協治で築く新世紀―」では、「グローバル化や情報化の潮流の中で多様性が基本となる二一世紀には、日本人が個を確立し、しっかりとした個性を持っていることが大前提となる。このとき、ここで求められている個は、まず何よりも、自由に、自己責任で行動し、自立して自らを支える個である。自分の責任でリスクを負って、自分の目指すものに先駆的に挑戦する『たくましく、しなやかな個』である。そうした個が自由で自発的な活動を繰り返し広げ、社会に参画し、より成熟したガバナンス(協治)を築きあげていくと、そこには新しい公が創出されてくる。」と指摘された。このような「小さな政府」指向は、社会サービスへの市場原理の導入や民間へのアウトソーシングを加速させることになる。

一方で、「低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている」（野田市公契約条例・前文）。行政コストの削減は、地域の経済的、文化的水準を低下させることにつながりかねない。自治体は、行政コストは抑えながらも、一方で地域の経済的、文化的水準の維持・向上を図らなければならないという難しい問題の解決を迫られているのである。

その一つの解答が、公契約条例の制定といえよう。これら公契約条例の制定は、「豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」（野田市公契約条例・前文）を図ることを重視した結果である。

また、公共サービス基本法（二〇〇九年制定、二〇一〇年施行）が制定されたこともその背景として指摘できる。公共サービス基本法の第一〇条は、努力義務とはいえ、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずる」べきことが定められた。公共サービスのあり方の指針が示されたことの意味は、無視できない。<sup>(8)(9)</sup>

## ②労働組合運動

労働組合運動も、公契約規整の動きに大きな影響を与えている。日本の公契約規整運動は、建設業に組織された全建総連等によって、公共事業等における建設労働者の賃金・労働条件の向上運動の一環として取り組まれてきたものである。<sup>(10)(11)</sup>このことから、多くの公契約条例が、自治体発注の公共事業に従事する労働者だけでなく、いわゆる「一人親方」をも規整の対象としていることに影響を与えている。

## (2) 公契約条例の種類

全建総連のホームページによれば、公契約条例を制定している自治体は二六ある(二〇一五年二月現在)。また、条例化されていないものの、要綱によって行政指導がなされている事例は、かなり多い。<sup>(12)</sup>

条例化されている自治体のうち、支払い賃金額等の下限(最低支払額)が設定されているものは、一六ある。この一六の条例は、以下のものである。

- 野田市公契約条例(二〇一〇年二月施行)
- 改正後の川崎市契約条例(二〇一一年四月施行)
- 多摩市公契約条例(二〇一二年四月施行)
- 相模原市公契約条例(二〇一二年四月施行)
- 国分寺市公共調達条例(二〇一二年一月施行)
- 渋谷区公契約条例(二〇一三年一月施行)
- 厚木市公契約条例(二〇一三年四月施行)
- 足立区公契約条例(二〇一四年四月施行)
- 直方市公契約条例(二〇一四年四月施行)
- 三木市公契約条例(二〇一四年七月施行)
- 千代田区公契約条例(二〇一四年一月施行)

我孫子市公契約条例（二〇一五年四月施行）

草加市公契約基本条例（二〇一五年四月施行）

加西市公契約条例（二〇一五年九月施行）

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（二〇一五年一〇月施行）

改正後の高知市公共調達基本条例（二〇一五年一〇月施行）

その他の自治体は、支払い賃金額等の下限設定のない「理念型<sup>(13)</sup>」と評価されるものである。たとえば、前橋市公契約基本条例（二〇一三年制定・施行）では、「労働基準法その他関係法令の遵守徹底を図り、公契約に係る業務に従事する者に適正な賃金を支払わなければならない。」（第一七条）と規定するなど、抽象的な内容となっている。

### 3. 個別の公契約条例の検討

ここでは、公契約条例の今後の課題を探るために、支払い賃金額等の下限が設定されている一六条例のうち、特徴的なものを取り上げて、その条例内容を検討したいと思う。

#### （1）野田市公契約条例

##### ①概要

野田市公契約条例は、国内で最初に制定された公契約条例である。二〇〇九年に制定され、二〇一〇年に施行され

た。

本条例の目的は、「公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図る」(前文) ことにある。野田市は、なぜこの条例を、全国の自治体に先駆けて制定したのであるか。まず、「地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている」(前文) との現状認識がその背景にある。この問題に対し、野田市は、「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずる」(前文) べきであると問題提起する。しかし、このような法律の制定はなされていないことから、「このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい」(前文) との決意のもとに、条例を制定したと宣言するのである。

このように、本条例の特色は、国に対して公契約法の制定を働きかけていることにある。

## ② 規制手法

野田市公契約条例の特徴は、「受注者等は、適用労働者に対し、次に定める一時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない」(第六条) として、受注者等に対して直接最低額以上の賃金の支払いを求めている点にある。ここにいう「受注者等」とは、「受注者、下請負者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者」と定義されている(第二条)。つまり、自治体との直接の契約当事者だけでなく、当該公契約に従事する労働者等の使用者のすべてを規制の対象

としているのである。

### ③対象労働者

野田市公契約条例の対象労働者は、①「公契約に係る業務に従事する労働基準法第九条に規定する労働者」と②「労働基準法第九条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの（第二条）」である（第五条）。公契約条例の適用を受ける労働者について、労働基準法上の労働者に重点をおいたところに野田市公契約条例の特徴がある<sup>(14)</sup>とされている。なお、②の「労働基準法第九条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの（第二条）」とは、一部の一人親方であるとされている<sup>(15)</sup>。

### ④対象の公契約

公契約規整の対象となる公契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約のうち、①予定価格が四〇〇〇万円以上の工事又は製造の請負の契約と、②予定価格が一〇〇〇万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち市長が別に定めるもの、および③全ての指定管理協定である（第四条）。また、工事又は製造以外の請負の契約については、「市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの」については、予定価額が一〇〇〇万円を下回る場合であっても対象となりうる（第四条三号）。

条例制定当初、「工事又は製造の請負の契約」の対象は、予定価格一億円以上とされていたが、二〇一一年改正で五〇〇〇万円以上に、二〇一四年改正で四〇〇〇万円以上に引下げられている（施行は、二〇一五年四月）。

また、二〇一三年の条例改正によって、水道事業が発注する工事又は製造その他についての請負の契約についても

適用が拡大され、二〇一四年四月一日から施行されている(第一八条)。これは、条例の適用となる契約を順次拡大していくという市の基本方針に沿ったものである。

⑤実効性確保手段

条例で定められた賃金等の額が条例で定める最低額を下回る時、または受注者等がこの条例に定める事項に違反する事実がある場合には、適用労働者は、市長又は受注者等にその旨の申出をすることが認められている(第六条の二第一項)。さらに、受注者等は、適用労働者がこの申出をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止を定める(第六条の二第二項)。

これは、二〇一四年の条例改正によって付け加えられた規定である。野田市公契約条例制定後に他の自治体で制定された公契約条例、とりわけ二〇一〇年に改正された川崎市契約条例を参考にしよう。

なお、受注者等には、労働者の申出権を行使する際の申出先と不利益取扱いを受けないことを周知する義務が課せられている(第七条三号)。

労働者からの申出、あるいは必要と認められるときは、市長は受注者等に報告を求め、あるいは職員に立入検査を命じることができる(第九条一項)。この立入検査等によって、条例違反があったときは、市長は、受注者等に対して、是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない(第一〇条一項)。また、受注者等は、速やかに是正の措置を講じ、その内容を市長に報告する義務が課せられる(第一〇条二項)。

これらの報告、立入検査、是正措置等に従わなかったときは、市長は当該公契約を解除することができる(第二二条)。また、受注者は、それに伴い発生した損害を賠償する責めを負う(第二三条)。さらに、市長は、受注者等から

違約金を徴収することもできる（第一四条）。公契約の解除がなされた場合には、その旨が公表される（第二二条）。

#### ⑥その他の特徴

野田市公契約条例のその他の重要な特徴としては、受注者等に対し、雇用継続の努力義務を課している点が挙げられる（二〇一〇年改正により新設）。すなわち、「受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。」と規定しているのである（第一六条三項）。地方公共団体が締結する公契約は、原則として単年度の契約となる。そのため、それを受注する受注者は、翌年度の契約を締結できないリスクに対応するために、その雇用する労働者との間で、有期労働契約を契約する場合は、多いとされる。このことが、労働者の雇用を不安定にさせるとの批判がなされている。本条例では、この点に配慮し、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用する努力義務を、受注者に課しているのである。

問題は、なぜ努力義務規定となっているのかである。この点、「従前の事業者に雇用されていた労働者を入札後に新たに受注者となった事業者<sup>(16)</sup>に雇い入れることを義務付けるのは、契約自由の原則に反すること」になる点が考慮されたようである。

一方、二〇一〇年改正によって、地方自治法の長期継続契約（地方自治法二三四条の三）の締結をする等の必要な措置を講ずることが、市長に義務づけられた。その目的は、「適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保」にある（第一六条二項）。

もう一つの特徴は、受注者の連帯責任規定があることである。条例は、受注関係者（下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が条例に基づいて定められている賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うと規定する。条例の実効性を確保するための、強力な規定である。

## （2）改正後の川崎市契約条例

### ①概要

川崎市契約条例は、二〇一〇年の改正によって、実質的に公契約条例化がなされた（二〇一一年施行）。実質的に、全国で二番目に制定された公契約条例である。そもそもの川崎市契約条例自体は、一九六四年に制定されている。

### ②規制手法

改正後の川崎市契約条例（以下、単に川崎市契約条例とする）の特徴は、市長等に対して、公契約中に一定の事項を定めることを命じている点にある。すなわち、当該公契約内において、受注者が、①対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を作成し、備置すること、②台帳を市長に提出すること、③対象労働者の範囲や作業報酬下限額等を周知すること、④作業報酬下限額を支払うこと、⑤申出をした対象労働者に対して不利益な取扱いをしないこと、⑥報告や立入調査に応じること、などを定めることを求めている。

これは、野田市公契約条例が、受注等に対して直接効力が発生する処分として規定するのに対し、川崎市契約条例

は、川崎市の公契約に盛り込むべき、ある種の約款を条例で規定したものと見えよう。川崎市がこのような規制の方法を採用したのは、野田市の方法が「市が直接労働契約の内容に介入するもの」と解釈され、憲法二七条の勤労条件法定主義に反して違法とされるリスクを回避したからと思われる。

しかし、これは相対的な差違と考えるべきであろう。野田市も、野田市公契約条例について「具体的な契約条項を条例で定め」たものであるとしており、川崎市と同様、ある種の約款との立場である<sup>(18)</sup>。

### ③対象労働者と対象の公契約

川崎市契約条例の対象労働者は、①予定価格六億円以上の工事の請負契約の場合は、「労働基準法第九条に規定する労働者であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの」と「自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者」である（第七条一項一号）。後者は、いわゆる一人親方のことである。

また、②予定価格一〇〇〇万円以上の業務委託および指定管理の場合（両者をあわせて「特定業務委託契約」と定義している）は、「労働基準法第九条に規定する労働者であって、特定業務委託契約に係る作業に従事するもの」である（第七条一項二号）。

なお、公営企業、第三セクター、PFI事業者も対象としている（第一二条）。

### ④実効性確保手段

条例に基づき定められた作業報酬下限額を下回る賃金が支払われているときは、対象労働者は、市長または受注者

にその旨を申出することができる（第九条）。さらに、対象労働者の申出を理由として、受注者が当該適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは、当該公契約における契約違反となる（第八条六号）。

労働者からの申出があるとき、あるいは必要と認められるときは、市長は、受注者や対象労働者を使用する者等の関係者に報告を求め、あるいは職員に立入検査を命じることができる（第一〇条一項、二項）。この立入検査等によって、条例違反があったときは、受注者は、速やかに是正の措置を講じ、その内容を市長に報告する義務が契約上課せられる（第八条八号）。

これらの報告、立入検査、是正措置等に従わなかったときは、当該公契約上、市長は当該公契約の解除権（指定管理者にあっては、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止）を有する（第八条九号）。公契約の解除がなされたことによって生じた受注者の損害については、市の賠償責任が否定されている（第八条一〇号）。

⑤その他の特徴

川崎市契約条例では、野田市にあるような雇用継続の努力義務規定のようなものはない。しかし、複数年度にわたって契約を締結できる、地方自治法の長期継続契約（地方自治法二三四条の三）の規定が改正前の川崎市契約条例にはあり、以前から積極的活用がなされているようである。

（3）多摩市公契約条例

①制定

多摩市の公契約条例は、二〇一一年に制定され、二〇一二年に施行された。

## ② 規制手法

規制手法は、川崎市契約条例タイプが採用されている。すなわち、義務の名宛て人を「市長等」としたうえで、「公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等に対し、市長が定める額以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする」と規定している（第六条一項）。

## ③ 対象労働者

対象労働者は、①受注者又は下請負者に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第九条に規定する労働者、②労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者、そして③自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者、である。

この点、労働者派遣によって派遣されている労働者が対象労働者とされている点に特徴がある。しかし、野田市の公契約条例の場合も、規制を受ける受注者等に労働者派遣事業者が含まれており（野田市公契約条例第三条）、さらに「法の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者」（野田市公契約条例第五条三号）として、その規制の対象としている。<sup>19</sup>川崎市契約条例でも、特定請負工事契約や特定業務委託契約に「係る作業に従事するもの」が対象となっており、受注者と直接契約のあるものに限らないとされていることから、派遣労働者も「係る作業に従事」していれば、適用対象者となる。

#### ④対象の公契約

対象の公契約は、①予定価格が五〇〇〇万円以上の工事又は製造の請負契約、②予定価格が一〇〇〇万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち市長が別に定めるもの、③指定管理協定のうち、市長等が必要であると認められたもの、そして④適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるものである。

対象金額等は、野田市の公契約条例に近い規制といえよう。

#### ⑤実効性確保手段

川崎市の契約条例と同様、①労働者の申出権、②申出に対する不利益取扱いの禁止等の実効性確保手段、そして③是正措置と公契約の解除については、公契約の解約内容として定められることになっている（第八条および別表）。

なお、市からの損害賠償請求規定と違約金規定がある点は、野田市との共通点である。

#### ⑥その他の特色

特徴の一つ目は、契約条項で、各種労働法規の遵守を求めている点である。野田市公契約条例も、川崎市契約条例も、賃金下限額に対する規制を主な内容としていたが、多摩市公契約条例は、①労働基準法、②労働組合法、③労働安全衛生法、④均等法、⑤労働契約法、そして、⑥パートタイム労働法の「短時間労働者対策基本方針」を遵守しなければならぬと定めている。公契約条例で実現を図るべき事項について、賃金額だけではなく、労働関係法令にまで拡大した点は、大いに評価されるべきである。

特徴の二つ目は、受注者の責務として、「男女平等・男女共同参画を推進することにより、労働者の仕事と生活の

調和の実現に努めなければならない。」と定められた点である。労働条項を超えた、より広い社会条項とともとらえられる規定であり、努力義務にとどまっているとはいえ、今後の公契約条例の展望を大きく切り拓く可能性を持った規定であると評価したい。

さらに、野田市と同様、雇用継続努力義務と受注者の連帯責任規定があるのも特徴といえよう。

#### (4) 国分寺市公共調達条例

##### ① 制定

二〇一二年六月に制定され、二〇一二年二月より施行されている。

##### ② 規制手法

規制手法は、川崎市契約条例タイプのものが採用されている。

##### ③ 対象労働者

対象労働者は、①受注者に雇用され、専ら公共調達に係る業務に従事する者、②下請負者等に雇用され、専ら公共調達に係る業務に従事する者、③受注者または下請負者等に派遣され、専ら公共調達に係る業務に従事する者、そして、④自らが提供する労務の対償を得るために、受注者又は下請負者等との契約により公共調達に係る業務に従事する者、である（第二条九号）。

#### ④対象の公契約

対象の公契約は、①予定価格が九〇〇〇万円以上の工事等の請負、②予定価格が一〇〇〇万円以上の工事等の請負以外のもののうち、規則で定めるもの、③指定管理費の額が一〇〇〇万円以上の指定管理のうち規則で定めるものである（第一五条）。

#### ⑤実効性確保手段

労働者の申出権については、条例本文に記載がある（第一六条二項）。申出に対する不利益取扱いの禁止についても、条例で直接禁止している（第一六条三項）。

市には、公共調達の契約に記載すべき事項の履行状況についての調査義務が課されている。条例違反をした受注者に対しては、①違反する事実の是正の指導又は勧告、②事業者の評価点数の引下げ、③指名停止の是正措置がなされる（第二二条一項）。是正措置を実施しても受注者が是正しない場合には、市は契約等を解除することができる（第二二条二項）。受注者が重大な条例違反をした場合には、企業名の公表などがなされる（第二二条三項。同条例施行規則第一四条）。

#### ⑥その他の特徴

まず、市および事業者には、労働条件・賃金水準の適性確保を義務づけている点があげられよう（第一三条）。抽象的な規定ながら、賃金以外の広い労働条件について、その適性確保を事業者だけではなく、市にも義務づけているのは大きな特徴である。その姿勢は、「価格のみによらない相手方の選定」規定にもみられる。すなわち、総合評価方

式やプロポーザル方式等、価格のみの競争ではない方式により受注者を選定するときは、「最低の価格をもって申込みをしたもの以外のものを契約の相手方とすることができる」と定めている。

さらに特徴的なのは、社会的価値に関する条項を置いている点にある。条例の第七条では、「雇用の促進等」と題して、事業者は、「障害者、高齢者、その他の就労困難者に対する雇用の促進を図るとともに、子育てを支援し、男女平等を実現するための方策を推進することにより、社会的価値の向上に努めるものとする」と定めている。さらに、この社会的価値の向上については、「価格のみによらない相手方の選定」における評価要素として考慮される（第二一条一項）。

#### （5）千代田区公契約条例

##### ① 制定

二〇一四年三月に制定され、二〇一四年一〇月より施行されている。

##### ② 規制手法

規制手法は、野田市公契約条例に近いタイプのもので採用されている。すなわち、条例で区や受注者等の義務を記載して規制している。その上で、「区長は、この条例に基づく必要な事項を、契約に関する文書に記載しなければならない。」（第二一条）として、条例の内容がある種の約款として機能することを担保している。

### ③対象労働者

対象労働者は、「公契約にかかる業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。）をいう。」とシンプルな規定となっている（第二条六号）。なお、継続的雇用の実態のない臨時的雇用による者等は除かれる（第五条一項）。

### ④対象の公契約

賃金下限額が設定される対象の公契約は、条例本文に記載されておらず、区規則で定められる（第二条二号）。

### ⑤実効性確保手段

労働者の申出権（第八条）と不利益取扱いの禁止規定がある（第九条）。

区による立入調査権（第一〇条）、是正の求め・契約解除権（第一条）の定めがある。

### ⑥その他の特徴

千代田区公契約条例の特徴は、適用対象となる公契約の契約条項に、従事者の社会保険加入義務を設けることを義務づけている点である（第六条一項）。また、受注者は、この点の報告義務がある（第六条一項）。このように、社会保険の加入を求める条例は、その他に我孫子市公契約条例の例がある。

## （6）小括―公契約条例の到達点

ここまで、特徴のある公契約条例を検討してきたが、それをふまえて、公契約条例の到達点を確認してみたい。

①ある種の約款としての公契約条例

賃金の下限額が設定されている公契約条例は、公契約に対するある種の約款として機能している。それは、野田市公契約条例のタイプであってとしても、改正後の川崎契約条例のタイプであったとしても変わらない。契約の自由を最大限に配慮したうえで条例が制定されているからである。すなわち、公共工事や業務委託等の請負契約は、一方を自治体とする民法上の契約であり、契約自由の原則により、発注者である自治体と受注者である相手方の契約上の関係は対等であることが前提となるからである。公契約条例が、公契約に対するある種の約款として機能するものである限り、事業者の側には公契約を受注しないという選択が可能である。<sup>(21)</sup>

②公契約規整の対象

労働者については、野田市の場合を除いて、いわゆる一人親方まで対象としているものが多数である。また、対象となる予定価格等の多寡はあるが、建設工事・業務委託だけではなく指定管理指をも対象とするのがほとんどである（渋谷区公契約条例は、建設工事のみを対象としている）。

このように、規整対象については一定の基準が確立しているといえよう。

③実効性確保手段

すべての条例で採用されている実効性確保手段は、労働者の申出権を認めていることである。また、申出権行使を理由とした不利益取扱いの禁止規定も設けられている。

これらの規定が機能するためには、労働者等がこれらの権利について知っていなければならない。多くの公契約条例では、下限賃金額とともに、この権利の周知を求めている。<sup>(22)</sup>

一方、条例違反（契約違反）に対する制裁は、バラエティがある。公表だけにとどまる場合もあれば、契約の解除を可能としているものもある。多くの条例では、契約の解除権が定められていることは確認できよう。

その他、指名停止という是正措置が設けられているケースもあつたりする（国分寺市）。これは、国分寺市公共調達条例が、予定価格の適正算定、総合評価入札、労働条項の規定を盛りこんだ総合的条例という性格を有していることに起因するものである。そして、のちに検討するように、公契約条例による「社会的価値」の実現を考へる場合には、大きな効果を期待できる実効性確保手段である。なぜなら、公契約を通じた公共事業に収益を依存している事業者には、かなりの影響があるからである。

#### ④雇用継続条項

単年度契約になりがちな行政サービスの業務委託等を考える場合、それに従事する労働者の雇用安定の問題に対応することが求められる。しかし、このような雇用継続条項を設けている公契約条例は多くない（野田市、多摩市、直方市、草加市、加西市）。また設けられている場合でも、そのすべてが努力義務規定である。

この点、アメリカ合衆国の大統領令と比較すると、その問題点が明らかとなる。アメリカ合衆国の連邦政府との契約においては、前契約者に雇用されていた被用者の継続雇用が義務づけられている。すなわち、大統領令一三四九五号は、「前契約者の被用者に雇用の申入れをすることを義務付ける条件を課すこと」とされ、公契約規整を通じて、<sup>(23)</sup>同じ場所において同様のサービスを提供する後継の請負業者またはその下請業者に対して規制がなされている。<sup>(24)</sup>アメ

リカ合衆国でさえ、このような規制が可能であるのと対比すると、日本は過度に採用の自由に配慮がなされているといえよう。実効性ある雇用継続条項の整備は、今後の課題である。

#### ⑤広義の「労働条項」と「社会条項」

最近制定された公契約条例では、広義の「労働条項」が設けられる場合もある。その先鞭をつけたのは、多摩市公契約条例である。二〇一三年制定の直方市公契約条例にも、同種の規定がある（直方市公契約条例第八条一号）<sup>(25)</sup>。

なお、千代田区公契約条例は、社会保険の加入についてはじめて規定がなされた。これも、広義の「労働条項」と捉えられよう。

多摩市公契約条例は、広義の「労働条項」だけではなく、「社会条項」とも評価できる条項が設けられている。その流れを拡大させたのが、国分寺市公共調達条例である。今後、新たに制定される自治体の公契約条例や、既存の公契約条例の改正を通じて、「社会条項」の拡充がなされるかが注目される。

## 4. 公契約規整の課題と可能性

### (1) 当面の展望―社会的価値実現の可能性―

#### ①公契約規整の有用性と「社会的価値」の実現

日本の公契約規整の現実的な展望を考える場合、国分寺市公共調達条例の内容は注目に値しよう。多摩市公契約条

例にも一部みられるものであるが、国分寺市のそれは、より一層「社会的価値の実現」が意識されたものとなっている。

ところで、「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」は、「労働条件」の向上だけで図られるものではない。まして、公契約規整による政策目的の実現のための有用性が確認されれば、「労働条件」を超えた「社会的価値」の実現を、「過渡的」とはいえ、公契約規整を通じて展開しようという機運は、当然に高まることになる。アメリカ合衆国のリビング・ウェッジ運動の目標も、「医療給付、疾病休暇、有給休暇、雇用継続条項（委託業者が変わっても労働者はそのまま継続雇用する条項）、情報公開、環境基準などに拡大している」とされていることが、その証左である。

## ② 「新しい公共」概念と「社会的価値」の実現

「新しい公共」という概念は、やや手垢のついた感があるが、このような観点からも「社会的価値」の実現という課題の重要性を指摘することができる。もちろん、このような議論に反対の意見もあるが、社会・経済的变化にともなう、いやが応でもこのような対応が迫られているといえよう。

ところで、「新しい公共」には明確な定義はないが、「官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの適用主体となり、身近な分野において共助の精神で活動する」と理解されているようである。<sup>(29)</sup> また、『支え合いと活気のある社会』を作るための当事者たちの『協働の場』である。<sup>(30)</sup> とも定義されている。<sup>(31)</sup> ようは「新しい公共」では、社会サービスにおける事業の主体として非営利組織などの登場が求められているのである。

このように「新しい公共」が議論される背景は、担い手の新しさより、「公共」領域が新たに拡大していることに

注目すべきとの見解がある。<sup>(32)</sup> すなわち、人口構造の変化、女性の雇用労働化、家族形態の多様化、障害者、雇用失業問題、非正規労働者の増加、貧困問題など、「公共」サービスへのニーズが増大しているというのである。

もちろん、「新しい公共」の議論の背景には、政府の役割縮小・財政負担の削減という、公契約条例制定にいたる背景との共通点を見いだせる。その一方で、「新しい公共」には、市民の主体性の回復や、協働関係の深化というように、それを肯定的に捉える見解もある。

たとえば、市民の主体性回復とは、「新しい公共」の中に、公共サービスの企画や提供に市民や市民団体が参加し、発言するシステムという「市民的公共性」の可能性を探る見解である。<sup>(33)</sup> また、協働関係の深化とは、政府・自治体、営利企業、サード・セクター間の協働のことである。二〇〇四年の地方分権推進会議意見書では、「地域の多元的な主体が公共サービスの提供を担うことにより、『行政はサービスの与え手、住民はサービスの受け手』という意識が見直され、住民自らが公共サービスの提供を担うという意識の向上につながるものが期待される。」と指摘されている。

このように、「新しい公共」では、公共サービスについて多様な担い手が想定されているが、「市民的公共性」の可能性などを求めれば、そのような市民の意見を吸収しやすいNPOや社会的企業の関与が求められることになる。しかし、それらNPOや社会的企業は、「無原則な価格競争」のもとに実施される入札システムの中では、その設立目的を貫徹しにくい。<sup>(34)</sup> NPO、社会的企業、労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブなど、「社会的価値」の実現を設立目的としている諸団体が、「公共」を担うことによって、「社会的価値」の実現に資するのであれば、それらの団体が「公共」を担えるだけの仕組みが必要となろう。すなわち、「無原則な価格競争に伴う弊害を是正する」目的を持つ、「総合評価方式」や自治体の公契約条例の制定の活用が必要が大きくなっているのである。

この点、宮本太郎は、すべての人に「居場所と出番」を提供する社会的包摂の担い手として、「事業型」ではなく、「連帯型」や「支援型」の社会的企業に可能性を見いだそうとしている。そして、「委託先決定、費用弁済、事業評価の手續きが、サービスの質を包括的に捉え社会的包摂を促進するかたちで設計されるならば、たとえ株式会社への参加が拡大していても、…参加やコミュニケーションの契機を拡大する方向に向かうであろう」とする。<sup>(35)</sup> 示唆に富む見解として、傾聴に値しよう。

### ③ 「社会的価値」の実現と実効性の確保

このように、日本の公契約規整の課題は、「社会的価値」の実現を公契約条例等にどのように盛りこむのか、という段階に移行しつつあると考えるべきである。その際に課題となるのは、実効性の確保ということになる。賃金等の労働条件の最低基準は、労働者に対する周知と市長等に対する申出権の設定により、実効性の確保を図ることは容易である。

これに対して、男女平等参画や障害者雇用、環境問題への取組みといった「社会的価値」は、このような実効性確保手段では実現できない。

この実効性確保の問題を考えるにあたって、国分寺市公共調達条例は示唆的である。国分寺市公共調達条例は、公契約条例という性格を超えた、予定価格の適正算定、総合評価入札、労働条項の規定を盛りこんだ、総合的条例という点に特徴がある。このような総合的条例の場合、「社会的価値」の実現に必要な要素を、点数化等を通じて総合評価入札に反映させることが可能である。

このような観点から、既存の公契約条例も変化が求められてこよう。

## (2) 過渡的規整たる公契約規整の限界と展望

### ① 従来からの批判

公契約規整には限界がある。たとえば、公契約規整の大きな流れの一つである「賃金条項」だけをみても、「行政機関が、その市場規整力を發揮して賃金水準を規整する行為は、市場に対する公的機関の『賃金統制』との批判がありうる。また、労働組合による労働協約締結を通じた労働条件規制の機能を低下させるとの批判もあろう。<sup>(36)</sup>

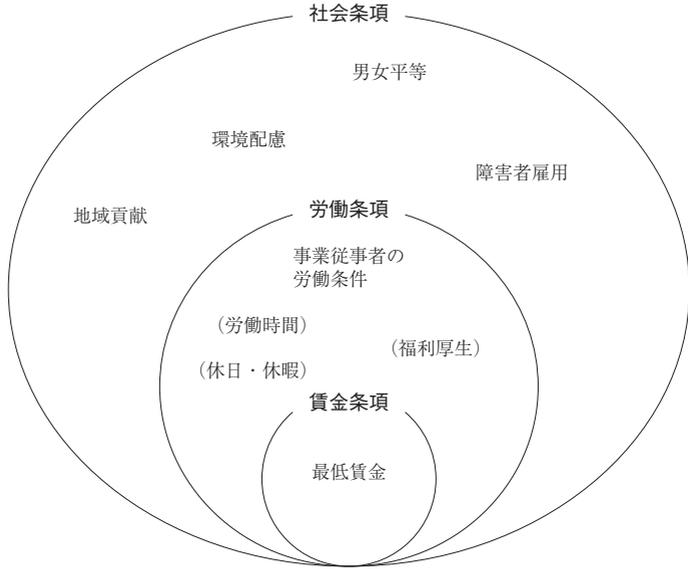
しかし、これら公契約規整に対する批判は、一九九〇年代からの行財政改革によってもたらされた「雇用破壊、賃金破壊、契約労働形態の不安定」という課題に、「地域経済社会の再生の観点」から構造的立て直しが必須の課題となっているとの指摘を対峙させることができる。<sup>(37)</sup> このような観点から、現代的な公契約規整の必要性が正当化されることになる。したがって、多くの公契約条例が「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること」(野田市公契約条例第一条)を目的としているのである。

### ② 過渡的規整としての公契約規整

ところで、公契約規整の目的が「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること」にあるとすれば、それは公契約を通じてのみ達成しえるものではない。本来は、条例等を通じた地域全体の規範として確立されるべきものである。

日本の公契約規整法制定運動に大きな影響を与えたとされるアメリカのリビング・ウェッジ運動は、一九九四年ポルティモア市に全米初となる生活賃金条例を制定させるという成功をおさめた。<sup>(38)</sup> この生活賃金条例は、市との契約で

図表1 「公契約法／条例の規制範囲の概念図」(松井祐次郎・濱野恵「公契約法と公契約条例—日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保—」レファレンス733号(2012年)55頁より)



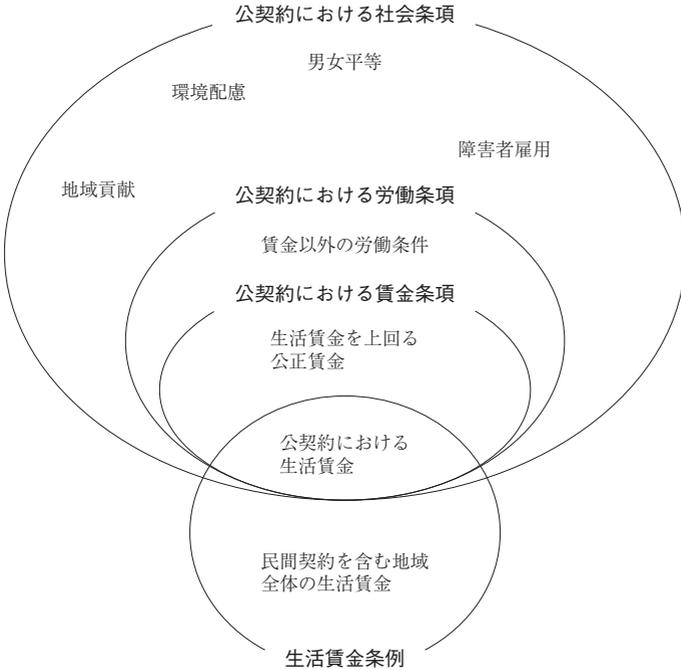
役務を提供するすべての事業者の下で働くすべての労働者を対象に時給六・一〇ドル以上の支払いを強制するものであり、その意味で公契約条例としての性格を併せ持つものであった。<sup>(39)</sup> このように、公契約条例制定という対応がなされた背景は、貧困者の中に市の公共サービス関連の仕事に就いている人が多いからであった。<sup>(40)</sup> その後、アメリカ合衆国の生活賃金条例は、多数の群、市及び大学などで採用されている。<sup>(41)</sup>

このリビング・ウェッジ運動は、新たな展開をみせる。すなわち、公の機関が関与する公契約に限らず、当該地域の労働者全体に適用される地域独自の最低賃金を定める動きに発展した<sup>(42)</sup> ことである。たとえば、二〇〇三年に制定された、サンフランシスコの最低賃金条例は、その

典型例である。このサンフランシスコ最低賃金条例は、当該領域全体に適用される最低賃金規制であり、目的がリビング・ウェッジの確保にあるとしつつも、それまでの生活賃金条例とは明らか性格が異なるものである。<sup>(43)</sup> なお、サンフランシスコの最低賃金は、二〇一八年七月までに、段階的に時間給あたり一五ドルに引き上げられることが決まっ

ており、大きな話題となっている<sup>(4)</sup>。公契約規整の終局的な目的は、図表一から図表二への展開であるといえよう。このように、公契約規整を通じた「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」は、過渡的なものとの限界は意識しなければならない。

図表2 公契約条例と生活賃金条例の関係（松井祐次郎・濱野恵「公契約法と公契約条例—日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保—」レファレンス733号（2012年）61頁より）



③ 条例による地域規整（規制）の可能性

公契約規整とそれを超えた「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」にとって障害となるのは、「賃金条項」等の「労働条項」と憲法二七条二項の関係であろう。もちろん、野田市公契約条例で宣言されているように、公契約法が制定されれば問題はない。しかし、当面は条例による展開が続くことが予想される。

ところで、憲法二七条二項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定め

る。」と規定している。そうすると、「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目的とし、地域全体に対する労働条件の規制を、条例のできるのかという疑問が当然に生じる。この点、尾立源幸議員から参議院議長に提出された質問主意書に対する、二〇〇九年三月六日付け内閣総理大臣麻生太郎から参議院議長江田五月宛に送付された答弁書では、『公契約条例』において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法：第九條第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額：を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととするのは、同法上、問題となるものではない。」とされている。これにより、野田市は、野田市公契約条例のような「条例制定の法的問題は解決している」との立場である。<sup>(45)</sup> 妥当な解釈といえよう。<sup>(46)</sup>

一方で、尾立議員の「地方自治体が最低賃金法の趣旨を踏まえ、地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を規定した条例を制定することは可能か。」との質問に対し、麻生総理大臣による答弁書では、「御指摘のような条例は、：地域別最低賃金の趣旨に反するものであることから、これを制定することは、地方自治法第一四條第一項の規定に違反するもの」としている。地方自治法一四條一項は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて：条例を制定することができる。」とされているので、この答弁書の趣旨は、最低賃金法に違反しているとの立場であると考えるのが妥当であろう。少なくとも、憲法二七條二項に違反しているとの立場から、そのような性格の条例を「違憲」と評価したものではないことは、最低限確認できる。

そうすると、公契約規整とそれを越えた「市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のための「労働条件」等を規制する条例制定は、少なくとも「賃金」に関する事項に限定される限り、最低賃金法の改正だけで対応が可能と考えるべきである。

問題は、公契約法が制定されない現状と同様に、国会や政府がこの問題の重要性を認識するか否かの問題となろう。

一定の地方自治体で制定された公契約条例を中心として、公契約規整は一定程度の成果をあげてきた。しかも、公契約条約とされるILO第94号条約のように、その規整対象を「労働条項」に限定してきた従来までの公契約規整が、「労働条項」を超えて「社会的価値」の実現の可能性を展望するまでにいたっている。

中期的な展望をすれば、公契約条例制定の流れが加速され、さらに多くの地方自治体で公契約条例が制定されることとのぞまれる。その際には、最低賃金規制という狭義の「労働条項」に限定されず、社会保険の加入といった広義の「労働条項」を対象とし、さらには「社会的価値」の実現をも視野においた、より多様な規整手段として位置づけられ、展開できるかどうかが中期的な課題となろう。

しかし、狭義・広義の「労働条項」や「社会的価値」は、公共事業や公共調達への規整という形で限定的に規制されるべき問題ではない。本来は、地方自治体の地域全体、あるいは国全体にあまねく規制されるべきものである。一方で、規制緩和などが進むいまのグローバル社会の下では、地方自治体単位あるいは国単位で法規制が劇的に進展することが望めないのも事実である。すなわち、公契約規整のあり方としては、狭義・広義の「労働条項」や、地方自治体や国が実現すべき「社会的価値」とは何かを長期的に展望しつつ、それへの実現へ向けた過渡的な規制手段として位置づけられるのが現実的であろう。よりよい労働規制や社会的価値の実現のため、公契約規整のこのような限界を認識しつつ、より一層の質的向上が図られるべきである。

- (1) 松井祐次郎・濱野恵「公契約法と公契約条例―日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保―」レファレンス七三三号(二〇一二年) 五四頁。
- (2) 松井・濱野・前掲注(1) 五四頁。
- (3) たとえば、国分寺市公共調達条例の第七条は、「障害者、高齢者、その他の就労困難者に対する雇用の促進を図るとともに、子育てを支援し、男女平等を実現するための方策を推進することにより、社会的価値の向上に努めるものとする。」と規定している。
- (4) 松井・濱野・前掲注(1) 五四頁。
- (5) 松井・濱野・前掲注(1) 六一頁。
- (6) 松井・濱野・前掲注(1) 五四頁。
- (7) 行財政改革等と公契約規制に関する動きについては、さしあたり、伊藤圭一「なぜ、今、『公契約』適正化運動なのか」賃金と社会保障一五〇二号(二〇〇九年) 四頁以下を参照のこと。
- (8) 伊藤・前掲注(7) 一二頁では、「活用できる制度と注目されている」としている。
- (9) 例えば、公共サービス基本を受けて、新宿区は「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を定め、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令による労働環境の確認、そして最低賃金水準額に関する一定の公契約規整を行っている。
- (10) 永山利和・自治体問題研究所編『公契約条例(法)がひらく公共事業としごとの可能性』(自治体研究社、二〇〇六年) 一六一―一七頁(永山利和執筆部分)。
- (11) 全建総連等の運動には、アメリカ合衆国の公契約規制の動きの一つであるリビング・ウェッジ運動の影響も無視できない。
- (12) 全建総連のホームページによれば、新宿区、佐賀市、流山市、富士見市の四自治体である ([http://www.zenkensoren.org/news-page/jorai\\_03/](http://www.zenkensoren.org/news-page/jorai_03/))。しかし、要綱で労働環境の整備を規定しているもの(たとえば、杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱)や、入札の際の総合評価方式に労働環境等の評価項目を規定しているもの(たとえば、豊中市総合評価一般競争入札)を含めれば、さらに多くなる。
- (13) 全建総連による区分による ([http://www.zenkensoren.org/news\\_page/jorai\\_03/](http://www.zenkensoren.org/news_page/jorai_03/))。
- (14) 上林陽治「政策目的型入札改革と公契約条例(下)」自治総研三六九号(二〇一一年) 五五頁。
- (15) 松井祐次郎・五十嵐恵「公契約における労働条件 ―公契約法/条例による賃金規制をめぐる動向と課題―」調査と情報七三二号 一〇―一一頁。
- (16) 上林・前掲注(14) 六四―六五頁。

- (17) 尼崎市「尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例等について」一（一）。
- (18) 上林陽治「公契約条例、その目的と構造」公契約条例をめぐる現状と課題」労働調査五一四号（二〇一二年）一〇頁も、野田市公契約条例を含めて「発注者である自治体と受注者である事業者との間の契約上の約束事として、受注者の側の責務として位置づけられている」と評価している。
- (19) 野田市「野田市公契約条例の手引」（二〇一五年六月）五頁でも、「労働者派遣法の規定に基づき受注者等に派遣され専ら当該業務等に従事する全ての者」は適用対象者である旨の説明がなされている。
- (20) 上林・前掲注（18）一〇頁。
- (21) 古川景一「公契約規程の到達点と当面の課題」労働法律旬報一七一九号（二〇一〇年）一四頁。
- (22) たとえば、アメリカ合衆国の連邦政府が締結する公契約でも、「契約期間中、契約者は長官が定める大きさ、形態、および内容にわたって、：揭示することに同意しなければならない」内容として、「全国労働関係法によって被用者に認められている権利」等が定められている（Exec. Order No. 13,494, 74 Fed. Reg. 6107（Feb. 4, 2009））。公契約規制にとりて告知・周知は重要な手段である。詳細は、沼田雅之「オバマ政権の労働組合政策」大原社会問題研究所雑誌六三九号（二〇一二年）一〇一―一頁参照。
- (23) Exec. Order No. 13,494, 74 Fed. Reg. 6103（Feb. 4, 2009）。
- (24) 詳細は、沼田・前掲注（22）九一―一〇頁参照。
- (25) 直方市公契約条例では、多摩市公契約条例で遵守が義務づけられている、①労働基準法、②労働組合法、③労働安全衛生法、④均等法、⑤労働契約法、⑥パートタイム労働法のほかに、⑦建設業法、⑧公共工事の品質確保の促進に関する法律、⑨公共サービス基本法、⑩下請代金支払遅延等防止法の遵守も義務づけられている。
- (26) 松井・濱野・前掲注（1）六〇頁。
- (27) 民主党政権時代の二〇一〇年に、「新しい公共」円卓会議が設置されたことで、民主党政権の目玉政策の一つと捉えられがちである。しかし、「新しい公共」議論の背景にある社会・経済の変化は、民主党だけの問題ではない。
- (28) 新自由主義的な思想の先鋭化と否定的に評価する見解もある（佐橋克彦「変容する福祉サービスと『新しい公共』」社会政策五巻一 号一七頁）。
- (29) 阿部誠「新しい公共」と社会政策」社会政策五巻一 号五頁。
- (30) 「新しい公共」円卓会議「新しい公共」宣言」（二〇一〇年六月）四頁。
- (31) 阿部・前掲注（29）九頁。

- (32) 阿部・前掲注(29) 九頁。
- (33) 坪郷實「新しい公共空間と市民社会の強化の課題」坪郷實・中村圭介編著『新しい公共と市民活動・労働運動(講座 現代の社会政策 5)』(明石書店、二〇一一年) 一六一―一七頁。
- (34) 介護保険事業者や指定管理者となることによって一定の収益を確保しつつ、それを制度適用外の「枠外サービス」に内部補助することがある。これにより、設立目的達成の手段とすることが可能である。その一方で、介護保険事業等による収益が「枠外サービス」への内部補助しうる水準ではないため、結局「枠外サービス」に従事する労働者らを、劣悪な「無償労働」に駆り出している側面があることを批判する論調もある(坪郷・前掲注(33) 一〇―一一頁)。
- (35) 宮本太郎「福祉国家転換と『新しい公共』」社会政策五巻一号七〇頁。この点、宮本は、これまでの脱商品化、脱家族化に加えて、社会政策に「脱集権化」という視点が必要との立場から論じている。
- (36) 永山・前掲注(10) 一八一―一九頁。
- (37) 永山・前掲注(10) 二九頁。
- (38) 松井・濱野・前掲注(1) 六〇頁。
- (39) 松井・濱野・前掲注(1) 六〇頁。
- (40) 松井・濱野・前掲注(1) 六〇頁。
- (41) 現在、正確な数は不明であるが、二〇一一年七月時点で少なくとも二二五ある(National Employment Law Project「Local Living Wage Laws and Coverage」(<http://www.nelp.org/content/uploads/2015/03/LocalLWLawCoverageFINAL.pdf?nocdn=1>)より)。また、松井・濱野・前掲注(1) 60頁によれば2006年の時点で140との指摘もある。
- (42) 松井・濱野・前掲注(1) 六〇―六一頁。
- (43) サンフランシスコ市と郡のホームページによれば、サンフランシスコの最低賃金条例は、サンフランシスコ市と郡の「ミッション」としてのリビング・ウェッジ確保を目的としたものであると説明されている(<http://sfgsa.org/index.aspx?page=393>)。
- (44) <http://sfgsa.org/index.aspx?page=411>
- (45) 野田市「公契約条例法的論点」〈法的な論点〉1。
- (46) 尼崎市・前掲注(17) は、違法との立場である。